

【別紙1】

白川町地域資源価値向上・活用促進事業支援業務仕様書

本仕様書は、白川町(以下「本町」という。)が実施する「白川町地域資源価値向上・活用促進事業」について、受託者に要求する業務内容及び条件を定めるものである。

1. 件名

白川町地域資源価値向上・活用促進事業支援業務(以下「本業務」という。)

2. 業務の目的

本町に存在する在来種、農林産物、食文化、技術、物語等の地域資源について、その背景や価値を再発掘・磨き上げ・可視化し、地域内外へ活用・展開することで価値及び認知度を高める。

あわせて、持続可能な経済循環と次年度以降も発展し得る仕組みの形成を目指す。

3. 履行期間契約

締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 提案上限額

20,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※企画・調整、人件費、謝金、旅費、制作・広報費、権利処理費等、業務遂行に必要な一切の経費を含む。

5. 発注及び提案にあたっての基本方針

(1) 成果重視と公募の自由度

本仕様書は目的や成果領域を示すものであり、提案者の専門性やネットワークを活かした効果的な具体策・創意工夫を求める。

(2) 地域関係者との共存・連携

町内事業者や既存の地域活動を尊重し、対話と連携を重視すること(過度な競合は避ける)。

(3) 持続的資産化

一過性のイベントに終わらせず、得られた情報・知見・成果物を地域に還元・蓄積すること。

6. 求める成果領域及び業務内容

受託者は、以下 8 つの領域を相互に連動させ、一体的に企画・実施すること。

(1) 全体プロデュース・進行管理

- ・ コンセプト・実施方針・工程・予算の管理及び最適化。
- ・ 関係法令(食品衛生、著作権等)、安全管理、個人情報保護への適切な対応。

(2) 地域資源の調査・可視化

- ・ 対象となる地域資源(歴史・技術・物語等)の取材・調査及び写真・映像・文章等による記録・整理。
- (3) 価値向上・新たな活用方法の創出
 - ・ 外部知見やクリエイター等との連携による、現代のニーズに合わせた新活用法・商品・サービス・コンテンツ等の実証。
 - ・ 成果重視の姿勢のもと、単なる企画にとどまらず確実なアウトカムを生み出す取組とすること。
- (4) 情報発信及び交流・関係形成
 - ・ ターゲットに応じた発信方針の策定と、WEB/SNS/メディア/イベント等を組み合わせた効果的なプロモーション及びファンづくり。
- (5) 価値の共有・人材育成
 - ・ ワークショップや対話イベント等を通じた町内関係者と外部専門人材の交流、ノウハウ移転。
- (6) 地域内での活用・流通・社会実装
 - ・ 地域資源が地域内で消費・活用・流通する仕組みの構築及び実証。
 - ・ **【主フィールドの想定】磨き上げた地域資源の活用・実証・展開にあたっては、「道の駅美濃白川」や「野菜村チャオ」等を主な活動フィールドとして想定し、現場に即した社会実装を図ること。**翌年度以降の運営主体・収支・役割分担の明確化。
- (7) 成果のアーカイブ化
 - ・ 調査・制作・実証データ(写真・動画・テキスト等)の整理と、二次利用しやすい形での納品。
- (8) 効果検証(KPI)及び次年度展開提案
 - ・ 定量指標(KPI)および定性効果(意識変化等)の検証。
 - ・ 令和9年度以降の事業継続・発展に向けた優先取組・体制・財源等の整理・提案。

7. 実施体制

- (1) 業務責任者(主任者)の配置と迅速な対応
 - ・ 本業務全体を統括し、本町との窓口となる業務責任者を1名配置すること。
 - ・ 業務責任者は、本町からの連絡、協議要請、緊急時の対応等に対して、**速やかにリアクションおよび協議・調整を行える態勢を整えること。**
- (2) 専門性と柔軟な体制構成
 - ・ 業務遂行に必要な人員・専門性を確保すること(共同企業体や外部専門家との連携・再委託も可。ただし主要部分の括り出し再委託は不可)。
- (3) 関係者への配慮
 - ・ 無償での過度な協力を前提とせず、適正な謝金・経費を計上すること。

8. 成果物

原則として電子データにて納品すること(必要に応じて印刷物等)。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 地域資源調査・整理結果データ
- (3) 企画書・運営資料・実施記録
- (4) アーカイブ・成果コンテンツ(データー式)
- (5) 社会実装に関する実証・検討結果及び次年度展開提案書
- (6) 業務完了報告書(効果検証・KPI 達成状況含む)

9. 主な遵守・実施事項(まとめ)

(1) 権利関係・個人情報

第三者の権利処理(著作権・肖像権等)は受託者負担で適切に行い、成果物は本町が無償二次利用できるよう許諾すること。個人情報・秘密保持を厳守すること。

(2) 安全管理

イベント・食配慮・許認可等に関わるリスク管理(保険加入等)を適切に行うこと。

(3) 協議・報告

契約後速やかに計画書を提出し、月 1 回以上の定期報告(オンライン可)を行うこと。主要事項は事前に本町と協議すること。

10. 提案見積書の作成

提案にあたっては、以下の区分が把握できる積算内訳を添えて提出すること。

(①全体企画・進行管理、②調査・記録、③価値向上・活用、④発信・交流、⑤社会実装、⑥成果物制作、⑦旅費・謝金・一般経費等)